

# SAJ 会員登録について

登録開始日 2018年8月20日（月）

SAK 事務局の締切日

競技者登録 2018年8月24日（金）必着（※）

※以降は登録料が変更されますが 2019年5月18日（金）迄登録出来ます

スキー安全会申し込み（保険） 2018年10月2日（火）必着

毎月の受付 20日到着分

## 【競技者登録について】

	SAJ 競技者登録	FIS 競技者登録
8月24日（金）SAK 着	3,000 円	5,000 円
それ以降	6,000 円	15,000 円

### 注意事項

- \* FIS 競技者登録「マスターズ」は登録料不要。
- \* SAJ 競技者登録宣誓書未提出の方は、宣誓書の提出が必要。
- \* FIS 競技者登録宣誓書は、毎年提出が必要。
- \* 9月下旬以降申込の場合、登録完了までに時間がかかり、10月中旬頃から順次発行される各競技の最新版ポイントリストに掲載されない可能性あり。

## 【スキー保証制度申し込み（保険）】

10月2日（火）に間に合わなかった場合は、パンフレットの通り、保険代理店へ直接申し込み。

## 【会員登録】

最終受付 2019年5月18日（金）

## 重要事項

- \* 期日までに登録をしなかった場合、すべての登録内容が破棄される。  
よって、所持している資格も「喪失」となるので注意。
- \* SAJ 会員番号は登録をやめるまで引き継がれますので、「移籍」の方の登録時には会員番号の記載が必要

<次の方には毎年の SAJ 会員登録が義務づけられています>

1. 競技関係有資格者（TD、審判、セッター、計算員、など）
2. 教育関係有資格者（スキー指導員\*、スノーボード指導員\*、クロスカントリー指導員、検定員、パトロール等）
3. 基礎スキー技能検定1級保持者
4. スノーボード技能検定1級保持者
5. クロスカントリー技能検定1級保持者

## 【認定指導員】

認定スキー指導員、認定スノーボード指導員については、神奈川県スキー連盟の所管の資格ですが、資格登録をするためにはSAJ会員登録が必要です。

## 登録手順

### I. 会員登録

#### A) 「継続会員登録」

前年度に引き続き登録をする方。

登録用紙は3種類。

#### ●事前競技者登録済会員表

今年度の「SAJ 競技者登録」および「FIS 競技者登録」を既にSAJに申請して済ませている方。「SAJ 会員登録」を忘れずをお願いします。

また、「各種の資格」をお持ちの方は、資格登録料の支払いも必要。

#### ●継続会員登録表（競技者登録情報あり）

昨年度「SAJ 競技者登録」「FIS 競技者登録」をした方。

今年度も競技者登録をする場合は、「更新」にチェックを入れれば会員登録と同時に登録出来ます。

また、今年度は会員登録のみで、「競技者登録」をしない方は競技者登録部分を記載しなければ、会員登録のみの手続きとなります。

#### ●継続会員登録表

「SAJ 競技者登録」および「FIS 競技者登録」を希望される場合は、本表にて同時に登録出来ます。

#### ① 今年度も登録を継続する場合は「継続」に「」マークを入れる。

また、氏名、住所などの記載事項に記載漏れや誤り、変更がある場合は赤ペンで訂正。

#### ② マークした人数を集計。

一般、大学生、高校生、中学生、小学生以下の区別で、登録表の最後のページに記載。

「継続会員登録表」ページ上部の欄に「加盟団体提出日」「担当者名」「今回の登録人数」を記載。

#### ③ 保険申込者が1名でもいる場合は、1ページ目の「加入申込日」「加入者名（ご署名）」を記入の上、押印のこと。※1ページ目だけで可

#### ④ 継続会員登録申込書（クラブ→協会）A1票、B1票、C1票（申し込み時期により異なる）を作成する。継続会員登録申込書の数字を記載し、総数の数、金額を確認する。

#### B) 「新規会員登録」

「新規」と「移籍入会」（昨年度SAJに登録していて、他の県やクラブから移籍してきた人）

の方の登録用紙。登録表は「新規会員（移籍入会を含む）登録表」になります。会員登録と合わせて「SAJ 競技者登録」「FIS 競技者登録」も同時に出来ます。

- ① 登録区分欄の「新規」、「移籍」のどちらかに「」マークを入れる。  
「移籍」登録の場合、昨年度の会員番号（7ケタ）を確認し、その番号を（会員番号）欄に必ず記載。  
その他、会員区分（一般、大学生、高校生、中学生、小学生以下）のいずれかに「」マークを入れる。氏名、生年月日、住所など必須事項を記入。
- ② マークした人数を集計。  
継続の時と同様に集計。  
「新規会員登録表」が複数枚になる場合の集計数は、最終ページのみに記載で可。  
また、「新規会員登録表」の上部にある「記載担当者氏名」、「電話」、「FAX」および「加盟団体名」、「地域」、「所属団体名」およびその「コード」を記入。  
※必ず「継続会員登録表」と同じ名前、コードを記載。
- ③ 保険申込み者がいる場合は、継続と同様に表の上部にある「加入申込日」「加入者名（ご署名）」を記入の上、押印のこと。登録表が複数枚になる場合は、1 ページ目のみに記載。
- ④ 新規会員登録申込書（クラブ→協会）D1 票、E1 票、F1 票（申し込み時期により異なる）に登録者数および支払金額を記入。  
「新規会員登録表」の数字を記載し、登録料を算出し記入。

## II. 競技関係 有資格者登録

資格	種類
指導員	技術指導員（技術）、運営指導員（運営）
コーチ	A 級コーチ、B 級コーチ、C 級コーチ *SAJ 資格登録者は登録料不要。その他は、登録料 1,000 円
T D	名誉技術代表、FIS 技術代表、SAJ 技術代表
審判	飛行審判名誉、飛型 A 級、飛型 B 級、飛型 C 級、飛型 FIS、 フリースタイル A 級、フリースタイル B 級、スノーボード、
審判	旗門、飛距離 *登録料不要
セッター	A 級、B 級
計算員	アルペン、クロスカントリー、スノーボード

※コーチ資格（A 級、B 級、C 級）の登録料は、有資格者は免除。

※審判資格は、登録料は免除。

※クロスカントリーのレース指導員（技術指導員・運営指導員）は競技関係指導員。

※クロスカントリー指導員、スノーボード指導員は教育関係の指導者に含む。

<例>指導者資格の「技術指導員」と「運営指導員」の両方を持っている ⇒ 登録料は 1000 円  
指導者資格の「技術指導員」とセッターの「A 級」を持っている ⇒ 登録料は 2000 円

### Ⅲ. 教育関係 有資格者登録

資格	種類
指導者	功労指導員、功労準指導員、専門指導員、スキー指導員、スキー準指導員、クロスカントリー指導員、クロスカントリー準指導員、スノーボード指導員、スノーボード準指導員
検定員	名誉検定員、A級検定員、B級検定員、C級検定員
パトロール	功労パトロール、パトロール、ドクターパトロール

#### ◆指導者資格の登録

- スキー指導員、スノーボード指導員の登録料は5,000円（研修会費用分の4,000円を含む）。  
スキー功労指導者は、1,000円（研修会費用は、免除されます）  
スキー指導員とスノーボード指導員の両方の資格を持っている場合は、スノーボードの有資格者登録料1,000円が免除され、**5,000円+4,000円**で合計9,000円。
- クロスカントリー指導員の登録料は1,000円。※研修会参加費は別途SAJへ直接支払いのため。  
＜例＞「スキー指導員」と「クロスカントリー指導員」を持っている ⇒ 登録料は**5,000円**  
※クロスカントリー指導員の登録料1,000円は免除されるため

**◆スキー功労指導者（正指・準指）は、SAJ規約より研修会参加が、免除となりますので指導員登録料の1,000円のみで、研修会費用は不要です。**

**集計の際は「研修会費用免除分」としてカウントして研修会費用分を差し引いてください。**

**SAJ 会員登録表の右端欄に「功労」と明記してください。**

※なお研修会に参加される方は、デジエントリーにて申し込み「参加費用として理論のみ2,000円、雪上のみ2,000円 両方では4,000円」をお支払いください。

#### ◆スキーパトロール資格の登録

功労パトロール、パトロール、ドクターパトロールの3種類で、登録料はいずれも1,000円。

#### ◆検定員資格の登録

名誉検定員、A級、B級、C級およびクロスカントリー検定員の登録料は1,000円。

＜例＞ 「B級検定員」と「クロスカントリー検定員」を持っている ⇒ 登録料は1,000円

#### ☆「移籍」登録者が有資格者の場合…（競技関係・教育関係 共通事項）

「新規会員登録用紙」に必ず昨年度の会員番号を記載し、その方の所持している資格の「□」に「■」マークを入れる。本人に確認して、間違いの無いように登録すること。

毎年、移籍元（前クラブ）と移籍先のクラブの2ヶ所から登録をされてしまう方が見受けられます。二重登録となってしまいますので、**移籍元のクラブの登録担当者の方は、移籍された方の登録はしないように十分にご注意願います。**

#### ☆各資格を辞退する場合…（競技関係・教育関係 共通事項）

黒く塗りつぶされている■または▲が現在その人の持っている資格。

今年度の登録で資格を辞退する場合は、単独と複数の資格所持者で異なる。

1) 「指導者」の資格を一つだけ持っている場合

登録表の■または▲に赤ペンでXを付けて、「資格返上届け」(別紙)を提出。

2) 「指導者」の資格を複数持っている場合

登録表の■または▲に×を付けしないで下さい。すべての資格が削除されてしまいます。

例) 「スキー指導員」と「スノーボード指導員」を持っていて、「スキー指導員」資格だけを

辞退する場合。→「資格返上届け」(別紙)にて「スキー指導員」にチェックを入れて提出。

※資格所持者が「退会」される場合は、「資格返上届け」は提出の必要はありません。

#### ◆SAJ/FIS 競技者登録

会員登録と一緒に SAJ/FIS 競技者登録が出来ます。

① 登録をする競技種目の「新規」、「更新」いずれかの「□」を「■」にする。

② 会員区分が学生(大学生、高校生、中学生、小学生)の場合は、種目の下にある「学年」欄に学年を記載。

③ 新規に「SAJ 競技者登録」をする方は、「SAJ 競技者登録のための選手宣誓書」を添付する。また、「FIS 競技者登録」をする方は、「FIS 競技者登録のための選手宣誓書」の添付が必要。

「SAJ 競技者登録」を「更新」する方で、既に「SAJ 競技者登録のための選手宣誓書」を提出済みの方は、今年度は添付不要。

「FIS 競技者登録」を「更新」する方は、「FIS 競技者登録のための選手宣誓書」の添付が必要。

※「FIS 競技者登録のための選手宣誓書」は毎年、提出が必要です。

18歳未満の方が、競技者登録をされる場合は、「18歳未満競技者親権者 同意書」の提出が必要です。記載ミスのないよう、注意事項をよく読んで、記載、押印の上添付すること。

様式下部に「親権者」、「競技者」の“自署”部分があります。ご注意ください。

「更新」の場合で、既に本書類を提出済みであれば、以降は提出不要。

#### 追加登録(各項共通)

基本的には1回目の登録と同じ処理を行う。

「保留」と言う扱いは本来ありません。継続の「□」が未記入となっている状態をそのように解釈しているだけです。登録担当者の方は出来るだけ、追加登録が発生しないように、処理をお願いします。

1. 初回の登録の際に「研修会費用免除願い」を提出した方、および今年度の登録をするかしないかが不明で「保留」とした人の継続登録

◇「継続会員登録表」の、該当者が含まれるページをコピーして登録区分の「□」継続を「■」と記載し、該当者の氏名欄を赤ペンで囲むか登録済みの方に(済)を記載する等して今回の登録者がハッキリとわかるようにする。追加登録者がいないページは提出の必要なし。

右肩のページ欄(○/○)は書き直したり、消したりせずに、そのまま提出。

ページ上部の2回目以降の欄に提出日、担当者名、ページ毎に今回の登録者の数を記入。

◇1回目の登録と同様に「継続会員登録申込書（クラブ→協会）」A1票、B1票、C1票（申し込み時期により異なる）を作成。

## 2. 新規会員の追加登録

◇「新規会員登録表」【3枚複写】を使用して、1回目と同様に登録。

◇「新規会員登録申込書（クラブ→協会）」D1票、E1票、F1票（申し込み時期により異なる）を作成。

### 【登録料一覧表】

会員登録表中に記載されている登録料は、SAJが集金する登録料で、教育関係資格の指導者登録料は各県連の事情に応じて、金額を設定出来ることになっている。下記の一覧に記載されている金額は会員登録表中に記載されている登録料を含んでいる。

また、所属団体登録料等に関しましては、協会毎に金額が異なるので、協会の規定を優先。

## 1. 会員登録料

表中は、会員別の登録料。

「一般」で説明すると、**会員一人につき**、クラブは協会へ3,000円を支払い、協会はSAKへ2,400円を支払う。SAKはSAJに1,800円を支払う。

	クラブ→協会	協会→SAK	SAK→SAJ
一 般	3,000	2,400	1,800
大 学 生	3,000	2,400	1,800
高 校 生	1,000	800	600
中学生、小学生	0	0	0

(単位は円)

## 2. 競技関係 有資格者年次登録料

資 格 名	クラブ→協会	協会→SAK	SAK→SAJ
指 導 者	1,000	1,000	800
コ ー チ (A・B・C級)	1,000	1,000	800
T D	1,000	1,000	800
審 判 員	1,000	1,000	800
セ ッ タ ー	1,000	1,000	800
計 算 員	1,000	1,000	800

※旗門員・飛距離審判員は登録料免除。

(単位は円)

※A・B・C級コーチ資格の登録料は他にSAJ競技資格または教育資格を持っていれば免除。

### 3. 教育関係 有資格者年次登録料

(単位は円)

資 格 名	クラブ→協会	協会→SAK	SAK→SAJ
スキー指導員（功労、専門指、正指、準指）	5,000	4,800	800
スノーボード指導員 （正指、準指）	スキー指あり	4,000	0
	スキー指なし	5,000	800
クロスカントリー指導員	1,000	1,000	800
クロスカントリー検定員	1,000	1,000	800
SAJ無資格のスポーツ指導者	1,000	1,000	800

### IV. 功労指導者・研修会費用返金申請書

廃止となりました。

登録の際は、「指導員」としてカウントした後、会員登録申込書での集計の際には、「研修会費用免除分」として4,000円を差し引いて登録して下さい。

貴団体の「功労指導者一覧表」を別紙にて添付しますので、該当者を確認の上、間違いのないようお願いいたします。

## V. 研修会費用免除願い

希望する方は、提出時の登録を「保留」とし、会員登録票と一緒に提出すること。

- 理事会で認められれば、研修会費用¥4,000が免除になりますが、SAJの会員登録料(¥3,000)と指導員登録料(¥1,000)および、検定員資格をお持ちの方の検定員登録料(¥1,000)等は免除になりません。
- 所属団体(クラブ代表者)長印と協会長印は必ず押印。
- 以下に必要事項を記入して、該当する欠席理由に○印。その他に○印した場合は具体的な内容を記載。可能ならば、証拠となる書類等を添付。
- お産・育児の場合も研修会免除願いは毎年提出。
- 理事会で認められた場合は総務本部長印を押印して所属団体宛に返却しますので、「追加登録」をする。その際、返却された「研修会費用免除願い」のコピーを登録表に添付する。
- なお、既に納入した分については返金出来ません。
- 今年度、功労指導者推薦予定の人に関しては、通常通りに登録。

SAJ から公認されましたら、ご本人宛に研修会参加費用の 4,000 円を返金致します。(別途案内)

**本願い提出は 2018 年 10 月 19 日 (金) 迄にご提出願います。**

●申請日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

●SAJ 会員番号 \_\_\_\_\_ ●氏 名： \_\_\_\_\_

●資格：正指導員 / 準指導員 / 認定指導員 \_\_\_\_\_

SB 正指導員 / SB 準指導員 / SB 認定指導員

●加盟団体名： \_\_\_\_\_ 協会 ●所属団体名： \_\_\_\_\_

私儀、以下の理由により本年度の研修会を受けられませんので、研修会費用の免除をお願いいたします。

●研修会欠席理由 (下記より選んで○印をつけてください)

- ◇海外出張
- ◇海外駐在
- ◇お産・育児
- ◇ その他 \_\_\_\_\_

所属団体 (クラブ代表者) 長印	協会長印	理事会認 (総務本部長印)
		公益財団法人 神奈川県スキー連盟



## 【各協会での事務手続の要領】

《ご注意とお願い》

毎年、登録書類の不備が少なからずあります。

各協会のご担当者の方は、**発送前**に今一度提出書類の確認をしてから送付してください。

登録書類に不備や不明点があった場合、メール、**FAX**等で都度ご連絡させていただきます。

その場合は、速やかに事務局までご回答をお願いいたします。

### 1. 1回目の年次登録をする時

A) 各クラブから提出された「SAJセット」「SAKセット」「協会セット」を別々に束にする。

「会員登録申込（クラブ→協会）」は必ず添付しておいてください。

B) 「会員登録申込書（クラブ→協会）」を「継続」・「新規」別々に協会単位で集計して、継続用と新規の「会員登録申込書（協会→県連）」（A2,B2,C2,D2,E2,F2）を作成。「登録料入金書」（総21C-3-3）を作成して下さい。

「継続会員登録申込書（協会→県連）」（A2,B2,C2）、「新規会員登録申込書（協会→県連）」（D2,E2,F2）および登録料入金書（総21C-3-3）は一緒に綴じて、「SAKセット」の束に添付して、提出。「SAJセット」には添付の必要無し。

C) 「新所属団体届（総21C-4）」、「団体脱退届（総21C-5）」、「名称、代表者・連絡者等変更届（総21C-7）」等、提出の必要がある書類は「SAKセット」に添付。

### 2. 追加登録をする時

1回目の登録と同様に「SAJセット」、「SAKセット」を提出。

☆追加登録は9月以降、事務局にて随時受付。なお、今年度の追加登録の最終受付はSAKの会計年度上2019年5月10日（金）着分まで。

☆1回目以降の追加登録は、原則として毎月末にSAKでチェックをした後に、SAJに送りますので、毎月20日までに提出。それ以降の提出は翌月扱い。

☆会員証の交付には、SAJへの送付後、県連に到着するまで原則として約1ヶ月かかる。

☆会員証の発行を急ぐ場合は早めに提出。

## 【協会用登録料一覧】

登録料種類	対象	金額
団体登録料	1クラブにつき	10,000円
新規団体登録料	1クラブにつき	10,000円
各種バッジテストの許可申請（1～5級）	1件につき	9,000円
各種バッジテストの許可申請（3～5級）	1件につき	3,000円
ジュニアテストの許可申請	1件につき	3,000円

新規に所属を申請する団体は、**初年度に限り**「所属団体登録料」と「新規所属団体登録料」合わせて**20,000円**が必要です。

## ★書類セットの方法★

各クラブが協会に提出すべき書類は「SAJセット」、「SAKセット」、「協会セット」各一組ずつ。書類は各クラブで必ず控えを残すこと。

### ◎SAKセット、協会セット（各1組）

1. SAK（協会）セット表紙（下記、6.の書類の添付がある場合は、添付書類名を必ず記載。）
2. 継続会員登録表
3. 継続会員登録申込書（クラブ→協会）：A1,B1,C1
4. 新規会員（移籍入会を含む）登録表→新規（移籍）会員がいる場合
5. 新規会員登録申込書（クラブ→協会）：D1,E1,F1→新規（移籍）会員がいる場合
6. SAJ 競技者登録 宣誓書（コピー）→競技者登録をする方がいる場合
7. FIS 競技者登録 宣誓書（コピー）→競技者登録をする方がいる場合
8. 「18歳未満競技者親権者 同意書」（コピー）→該当者がある場合
9. その他（必要に応じて以下の書類を添付）
  - a. 各種バッジテスト許可申請書：スキー級別テスト（総21C-13）、ジュニアテスト（総21C-15）、スノーボード級別テスト（総21C-17）、等
  - b. 資格返上届（SAJ様式） ※「退会」される方は、添付の必要はありません。
  - c. 有資格者移籍届（総21C-8）  
スキーおよびスノーボード有資格者が神奈川県から他の都道府県連へ移籍する場合。  
県内のクラブ間移籍の際は提出の必要は無い。
  - d. 所属団体名称・代表者・連絡者・等変更届（総21C-7）  
記載内容に変更があった場合は、必ず提出。
  - e. その他：スキー場行事開催届（総21C-11）スキー場ポール斜面使用申請書（総21C-12）

上記、各様式はホームページまたはSAKツールに掲載。

継続会員登録申込書（クラブ→協会）：A1,B1,C1、新規会員登録申込書（クラブ→協会）：D1,E1,F1は1通ずつ登録書類発送の際に同封してありますが、追加登録の予定があるときは、コピーして使うか、事務局に要求。 \*後日、ホームページ上にも掲載。

### ◎SAJセット（1組）

1. SAJセット表紙（総21C-1SAJ）：添付したものに忘れずに○印をつける。
2. 継続会員登録表
3. 継続会員登録申込書（クラブ→協会）継続用（A1,B1,C1）
4. 新規会員（移籍入会を含む）登録表→新規（移籍）会員がいる場合
5. 新規会員登録申込書（クラブ→協会）入会・移籍入会用(D1,E1,F1)
6. SAJ 競技者登録 宣誓書（原本）→競技者登録をする方がいる場合。
7. FIS 競技者登録 宣誓書（原本）→競技者登録をする方がいる場合。
8. 18歳未満親権者 同意書（原本）→※該当者がある場合。  
※SAJセットには、「9. その他」の書類は添付しないで下さい。

<ご注意> 書類の記載内容を訂正する場合は必ず、全てのセットを訂正して下さい。

<その他の注意点>

1. **事務局の夏休み 8月11日(土)～19日(日)**  
書類を前もって宅配便または郵便などで送る場合は、20日(月)午後着を指定のこと。
2. 数年前から SAJ で書類をチェックしてフリガナの記載漏れ、同姓同名者の確認、過去に未登録期間があり資格喪失となっている方が再登録している場合など、SAJ より「Q&A」として問い合わせが来ます。その際は、SAK から各協会を通して問い合わせをしますが、回答が遅れると SAJ の登録処理システムの都合により、同時に申込みをしたその他のクラブの会員証の発行も遅れます。「Q&A」が発生した場合には、速やかに回答をお願いいたします。
3. 「バッジテスト許可申請書」等の添付書類は、「SAK ツール」に今年度の様式が掲載されますので、今年度の様式にて提出をお願い致します。会長名の違う古い書式は、使用しないこと。
4. 登録書類は事務局へ届いてから、入金確認が出来たものから順次処理して SAJ へ送ります。入金が遅いと処理も遅くなりますので、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。
5. 前年度の登録を忘れた場合に限り、SAJ 規約「過年度登録者に係る資格再認定規程」により「資格喪失」を解除することが出来ます。  
**※未登録期間が1年以上となる方に関しては、上記の救済措置の対象外**  
下記に簡単に説明しますが、「申請書」等の詳細は事務局にお問い合わせください。

<資格失効者の再認定までの流れ>

- ① 解除を希望する年度の「指導員研修会」に参加する
- ② 「過年度登録者に係る資格再認定申請書」を、その年度の3月までに SAJ に提出する  
その年度の会員証、資格の公認証（またはライセンスなど資格取得を証明出来る書類）の写しの添付要  
※SAK 受付は3月20日(火)まで
- ③ SAJ 理事会にて承認されると、翌年より資格が有効となり、登録表の資格欄に■が表示される

※ご不明な点がございましたら、県連事務局または担当理事：(山田)までお問い合わせください。

県連事務局 TEL：045-311-8907 FAX：045-324-6966

Eメール：jimu@sak.or.jp

登録担当理事 Eメール：yamada.ko@sak.or.jp